

【事務局説明資料】

投資型クラウドファンディングの制度化について

平成25年11月29日(金)

金融庁総務企画局

投資型クラウドファンディングの制度化の方向性

- 投資型クラウドファンディングについては、「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)等を踏まえ、技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネー供給を強化するための方策として、ご審議いただいているところ。

(注)「技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。

市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改革が必要な事項について、金融審議会での検討を行い、本年中に結論を得る。」(「日本再興戦略」抜粋)

- 投資型クラウドファンディングの制度化に当たっては、以下の2つの側面に配慮する必要があると考えられる。
 - ・ リスクマネーの供給促進という観点から、できるだけ仲介者にとって参入が容易であり、かつ、発行者にとって負担が少ない制度設計とすべき。
 - ・ 一方で、投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜することのないよう、投資者保護のために必要な措置を講ずるべき。

仲介者の参入要件の緩和①

- 現行制度の下では、
 - 「株式」の募集の取扱いについては、「第1種金商業者」としての登録が必要。
 - (注1)「第1種金商業者」には、最低資本金5,000万円などの参入要件が課されている。
 - － ただし、「非上場株式」の募集の取扱いについては、日証協の自主規制規則により、原則として禁止されている。
 - 「ファンド持分」の募集の取扱いについては、「第2種金商業者」としての登録が必要。
 - (注2)「第2種金商業者」には、最低資本金1,000万円などの参入要件が課されている。
- この点に関し、第5回ワーキング・グループ(9月27日)において、事務局より、「仲介者にとって参入が容易な制度とする観点から、株式型・ファンド型それぞれに特例を設け、財産要件等を緩和することが考えられるのではないか」との問題提起を行い、基本的な方向性についてご了解いただいたところ。

仲介者の参入要件の緩和②

○ そこで、

- 「非上場株式」の募集の取扱いであって、「インターネット」を通じた「少額」^(※)のもののみを行う者を「特例1種業者」
- 「ファンド持分」の募集の取扱いであって、「インターネット」を通じた「少額」^(※)のもののみを行う者を「特例2種業者」

と位置付け、それぞれ財産規制等を緩和することとしてはどうか。

(※) 「一人当たり投資額50万円以下、発行総額1億円未満」を想定。

(注) なお、「上場株式」の募集の取扱いであって、「インターネット」を通じた「少額」のもののみを行う者についても、「特例1種業者」と位置付けることも考えられるが、

- 上場企業については、取引所市場や金融機関を通じた資金調達が相対的に容易であることを踏まえると、「上場企業」を対象とした「少額」の投資型クラウドファンディングについてはあまり想定できないこともあり、今回は、「非上場企業」の資金調達を仲介する者のみを対象に、規制を緩和することとしてはどうか。

○ なお、その場合には、「非上場株式」の募集の取扱いを原則として禁止している現行の日証協規則を緩和し、

- 「非上場株式」の募集の取扱いについて、「インターネット」を通じて行われる「少額」のものに限定して、認めることが適当と考えられるがどうか。

投資者保護のために必要な措置について

- 現行の金商法の下では、「株式」や「ファンド持分」の募集の取扱いに際し、「インターネット」を用いることについて、特段、その性質を踏まえた規制が設けられていない状況にある。
- この点に関し、第4回ワーキング・グループ(9月10日)において、事務局より「インターネットを用いて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることを踏まえると、詐欺的な行為等に用いられることのないよう、制度的な工夫が必要」との問題提起を行ったところ、以下のようなご意見をいただいた。
 - 仲介者は、発行者に対するデューデリジェンスを行う能力が必要。
 - インターネットを用いて多数の投資者から資金を調達するという特徴を踏まえると、「適切な情報提供」が投資型クラウドファンディングに係る規律の基本となるべき。
- そこで、投資者保護の観点から、「インターネット」を通じて「非上場株式」又は「ファンド持分」の募集の取扱いを行う仲介者に対して、以下の点を義務付けることとしてはどうか。
 - 発行者に対するデューデリジェンスや、インターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備
 - インターネットを通じた発行者情報の提供

(注) なお、「上場株式」については、現行制度の下で、既に、有価証券報告書等を通じて発行者から投資者に対して直接情報開示が行われていることから、上記の義務付けは不要と考えられるのではないかと。